

令和2年度 予算編成方針

「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」。

令和2年度は、私の掲げる「まちづくり新35の実行計画」の最終年度であり、市役所が一丸となって進めてきた新たなまちづくりのステージにおける取組が完成を見る年度となる。

令和2年度予算編成にあたっては、「まちづくり新35の実行計画」の確実な達成に向けて取り組むことはもちろん、志木市将来ビジョン前期実現計画をはじめとした分野ごとの事業計画についても、成果指標に掲げた目標の達成に向け、職員全員が共通認識を持ち、本市が描くまちの将来像を実現するための予算を編成していくものとする。

志木市は令和2年10月で市制施行50周年という大きな節目を迎える。市制施行時の人口は約3万2千人、一般会計の予算規模は約10億4千万円であったものが、現在では人口約7万7千人、予算規模も約250億円までに成長している。

この成長を止めることのないよう、予算編成を進めるにあたり、市民力を大切にし、市民と課題を共有するとともに、職員一人ひとりが積極的に現場に飛び込み、市民とともに汗をかき、市民の声を傾聴することにより、真に市民が望む政策として実現するよう留意すること。

あわせて、次の5つの事項を基本的な考え方として、予算編成の柱とすべきものとする。

第一に、「まちづくり新35の実行計画」が令和2年度で、最終工程を迎えることから、実行計画に掲げている全ての取組事項について、達成できるよう着実に推進することはもとより、本市が直面する諸課題、特に市民生活に深く関わる喫緊の諸課題には、スピード感を持って対応し、成果を確実に市民に届けるための予算を要求すること。

第二に、厳しい財政状況や働き方改革の視点を踏まえ、志木市新行政改革プランにおける「事務事業の見直し」に基づき、より効果的に財源や人的資源を重点的に再配分するため、従来以上に廃止・休止等を見直し、徹底して無駄を削ぎ落とすとともに、事業実施にあたっての優先順位も見極めること。また、毎年度決算において、多額の不用額が生じて

いる原因、事業の成果を検証し、客観的なデータに裏打ちされた精度の高い見積りを行い、真に必要な最小限の予算を計上すること。

第三に、新市庁舎建設事業をはじめ、今後、老朽化する公共施設の更新等で多大な財政出動が控えていることが明らかであり、公共施設安心安全化基金への積立てを継続的に行うためには、国・県の補助金等を積極的に活用し、一般財源の持ち出しを縮小することが必要不可欠である。

令和2年度は新市庁舎建設が始まるほか、幼児教育・保育の無償化や会計年度任用職員制度の開始などに伴い、かつてないほどの多額の支出が投下されることから、職員一人ひとりが国・県の動向を注視し、同様の事業を実施している他市町村における財源の活用状況等の情報を収集することはもちろん、国・県の補助金等を活用できるよう積極的に関係機関と折衝し、より一層、新たな財源確保に努めること。

また、国・県の施策との協調、近隣市町との地域連携といった視点を持つことにより、少ない経費でより高い効果を得られるような事業展開を図ること。

第四に、サマーレビュー及び事業判定会の対象となった事業については、その議論の結果を尊重し、行政効果や効率性、行政関与の妥当性等の観点から事務事業を検証し、必要な見直しを行った予算を計上するとともに、職員提案制度により提案のなされた事業についても、積極的に予算編成に反映させていくこと。予算編成に反映させるにあたっては、原則、既存事業の抑制により確保した財源によること。

また、市内外の寄附者から本市にいただいた寄附金を積立てしたまちづくりサポート基金の財源を活用し、市民サービスに有効な事業を計上すること。

第五に、全国に志木市の取組を発信することができるような豊かな発想のもと、他自治体に先駆けた新しいアイデアを積極的に取り入れ、志木市将来ビジョンにて掲げるまちの将来像の実現に向け、志木市戦略プロジェクトを具現化する事業を計上すること。また、地域包括ケアの理念を踏まえて、住民の主体的な支え合いを育む仕組みづくりのための予算を計上すること。さらに、部局横断的、全庁的に展開すべき事業については、より効果を発揮できる事業となるよう関係部局間で十分に連携すること。

以上のことを予算編成にあたっての基本的な考え方としつつ、下記の点にも注意して、令和2年度の予算編成に取り組んでもらいたい。

記

1 総括的事項

(1) 予算要求における各事業の経費の見積りにあたっては、最少の経費で最大の効果が得られるよう検討し、単年度のみならず将来に向けて持続可能な財政運営をめざすことを共通の認識とする。

また、各課で所管する分野ごとの事業計画の推進にあたっては、行政の強みを最大限活かし、データを収集・分析して、将来発生するであろう課題に対し、事前に解決すべく必要な予算を計上すること。

(2) 前例踏襲は認めない。事務事業の見直し、サマーレビュー及び事業判定会の対象となった事業だけでなく、すべての事務事業について、P D C Aサイクルの徹底を図り、過去の決算状況等も踏まえ、聖域なく見直しを行うことで事業の新陳代謝を加速し、社会情勢の変化に適切に対応すること。

新規事業を予算計上する際には、事業の推進による効果を具体的かつ明確にすることとし、その達成目標は原則としてアウトカム指標（事業の効果を表す指標）により設定すること。また、2年以上の期間で実施する事業の場合、事業実施期間における予定事業費の総額を明らかにすること。あわせて、事業実施に伴う直接的な効果だけではなく、波及効果も想定するなど、ストーリーのある事業展開を図ること。

また、既存事業についても、当初見込んだ事業効果が得られていない事業、既に役割が失われている事業は、事業の廃止を含めて検討することとし、新規事業の立案にあたっては、可能な限り事業期間を設定すること。

近年、業務の効率化ツールとして注目されているA I ・ R P Aの導入については、慣例的に行われている業務の費用対効果などの検証を踏まえて、検討をすること。

(3) 志木市ふれあいミーティング「市長と話そう！まち・夢・未来」で寄せられた意見や、市民を対象として行った各種調査の結果等により、潜在的な部分も含め市民ニーズを的確に把握し、新たな市民サービスを提起することにより、市民生活の向上を図ること。

(4) 近隣市町との地域連携を念頭に、協働による相乗効果や事業の効率化を図るため、近隣市町の予算編成の動向を的確に把握すること。

- (5) 部局協働（連携）を念頭に、複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、予算要求にあたっては、あらかじめ関係する部局間で調整を行うこと。
- (6) 市民協働や民間活力など「市民力」の活用を念頭に、民間を含めた市全体の財産を最大限に活用することにより、限られた職員数で効率的に質の高い市民サービスを提供していくことができるよう、政策課題に対応する仕組みを検討すること。
- (7) 各分野の計画に掲載されている項目のみならず、各部局とも、市民ニーズや時代の趨勢を的確にとらえた、本市の魅力向上に寄与する事業を企画立案すること。
各担当にあっては、ルーティンワークに安住せず、徹底した議論を行い、アイデア行政の視点をもって、ボトムアップで魅力ある事業を考案していくこと。
また、職員提案がなされた事業については具体化を検討するとともに、必要に応じて予算要求に反映させること。
- (8) 地域包括ケアの理念を踏まえて、住み慣れた地域で自立した日常生活を長く送ることができるよう、市民力による「自助・互助」を育む仕組みづくりを促進し、地域活動をさらに活発化させる取組みを検討すること。
- (9) 市制施行50周年記念事業については、志木市の大きな節目の年として、市民とともに志木市の歴史を振り返り、志木市の魅力を再発見するとともに、地域の活性化や新たな絆の醸成を目的とした魅力ある記念事業を検討すること。

2 具体的事項

(1) 歳入関係

①原則

市税や地方交付税等については、経済情勢や過去の実績等を踏まえ、的確な見通しのもとに収入見込額を算出するとともに、一般財源に限りのある財政状況を勘案の上、各種事業の執行にあたっては、国・県補助金や使用料・手数料等の特定財源の確保に努めること。

特に、国・県補助金については、国・県の施策や方針、補助制度を十分研究し、積極的に活用すること。

②市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、重要な財源であるとの認識に立ち、課税の公正、負担の公平を期すとともに、自主財源である市税の確保がますます重要になっていることから、課税客体・課税標準の的確な把握及び徴収率の向上に一層努め、歳入の確保に万全を期すこと。

③歳入確保の推進

市税をはじめ負担金や貸付金等の滞納整理を強化し、収入未済額の削減に努めるとともに、徴収見込額について適切に歳入予算に計上すること。

また、国・県支出金を伴う事業については、市の施策上、真に必要なものを峻別し、その政策効果、必要度・緊急度及び後年度負担を十分検討するとともに、必要なものについては、積極的に関係機関と折衝するなど徹底して確保に努めること。

さらに、自主財源を発掘し確保するために、利用価値の低い市有財産について積極的に売却または賃貸借を行うなど有効活用を図るとともに、広告収入が期待できる事業についても検討すること。

④使用料・手数料の見直し

平成30年度に消費税の引き上げに伴い、使用料及び手数料について必要な見直しを行ったところであるが、受益者負担の原則に則り、近隣市等他の地方公共団体や同種のサービスを提供する民間事業者の状況を十分に注視すること。

⑤市債の活用方針

新庁舎建設事業の財源として多額の市債が見込まれており、今後数年において市債残高の大幅な増加が見込まれている。市債の活用にあたっては、後年度における財政負担を考慮するものであること。

したがって、起債対象事業の選択にあたっては、元利償還金に対して交付税措置のある事業を優先するなど、財政運営上、真に必要な事業を十分に精査すること。

(2) 歳出関係

①原則

事務事業の見直し、サマーレビュー及び事業判定会の結果も踏まえ、本市の行政サービス水準の現状や市民ニーズを的確に把握し、従来の概念にとらわれることなく、柔軟な発想で既存の制度・施策全般について、徹底した総点検・総見直しを行い、引き続き、経常的な経費に

については、中事業単位で対前年度当初予算比10%の削減を目標とした要求とすること。

特に、国・県の制度によらず、市が独自に実施しようとする新規事業については、可能な限り事業期間を設定し、事業開始後は、事業の効果を定量的に把握すること。

継続することとなった事業についても決算分析を徹底して行い、予算額との乖離が大きいものについては原因を究明したうえで、事業の改善を図るとともに、過度な不用額の発生や安易な予算流用を行うことのないよう精度の高い見積りを行うこと。

②補助金・負担金の見直し

補助金・負担金については、終期を設定するとともに、目的の達成度や社会情勢に即して必要性を検証すること。

また、補助金については、団体組織等運営費補助から事業費補助に考え方をシフトし、見直しを図ること。

なお、見直しに当たっては、関係者と十分な情報交換、協議を行い、理解を求めながら行うこと。

③物件費の見直し

物件費については、集中的に内容を精査・検証し、事業の効率化に向けて取り組むこと。

特に、委託料については、費用対効果の観点から、委託業務の範囲や内容について前例踏襲することなく、十分精査すること。また、新規に委託しようとする業務についてはもちろん、現状において委託している事業についても、委託することが真に必要なかどうか、職員が直接行う場合と比較してどのような効果があるのかを十分に検討のうえ予算計上すること。

需用費及び役務費については、決算額等を踏まえた上で必要性を十分に吟味し、経費の節減に努めること。

④維持補修費・維持補修工事費について

公共施設の維持補修費・維持補修工事費については、予防保全の視点も取り入れるとともに、志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、計画的な予算計上に努めること。

ただし、市民サービスに直ちに影響を及ぼすことが懸念される公共施設の修繕工事については、建築開発課と協議のうえ当初予算に計上するとともに、早急な対応が必要な場合は、補正予算に計上するなど、必要な予算措置を行うこと。

(3) 特別会計及び企業会計

独立採算の原則に立ち、徹底した経営努力による経費の削減・合理化や収納率の向上対策を講じ、歳入の確保に努めるとともに、経営体質の改善を行い、一層の経営基盤の強化に努めること。

また、赤字補てんを目的とした一般会計からの繰入金のある会計にあっては、経営努力を行うとともに負担のあり方についての見直しを十分に行い、繰入金を抑制すること。

なお、具体的な予算編成方針等については、一般会計に準じること。